

議案第41号

教育委員会事務局幹部職員の勤務発令について

上記の議案を提出する。

平成29年4月3日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり発令する。

(提案理由)

平成29年4月1日付けの人事異動に伴い、発令する必要がある。

教育委員会事務局幹部職員の勤務発令について

このことについて下記のとおり発令する。

記

(氏 名) 須藤 浩司 (すどう こうじ)

(発令内容) 学務課長 (統括課長) を命ずる

(発令年月日) 平成 29 年 4 月 1 日

(発令権者) 墨田区教育委員会

(氏 名) 横山 圭介 (よこやま けいすけ)

(発令内容) 指導室長を命ずる

(発令年月日) 平成 29 年 4 月 1 日

(発令権者) 墨田区教育委員会

(氏 名) 石原 恵美 (いしはら えみ)

(発令内容) すみだ教育研究所長を命ずる

(発令年月日) 平成 29 年 4 月 1 日

(発令権者) 墨田区教育委員会

(氏 名) 岡本 香織 (おかもと かおり)

(発令内容) 地域教育支援課長を命ずる

(発令年月日) 平成 29 年 4 月 1 日

(発令権者) 墨田区教育委員会

(氏 名) 高村 弘晃 (たかむら ひろみつ)

(発令内容) ひきふね図書館長を命ずる

(発令年月日) 平成 29 年 4 月 1 日

(発令権者) 墨田区教育委員会

議案第 4 2 号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 4 月 3 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

平成 28 年度給与改定交渉において、国への退職派遣から幼稚園教育職員に採用される者の給与の取扱いが決定されたことに伴い、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成 12 年墨田区教育委員会規則第 9 号）を改正する必要がある。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「人事交流」の次に「等」を加える。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（人事交流により異動した場合の号給）</p> <p>第8条 人事交流等により引き続いて職員となった者の号給が、第4条第3項及び第4項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に基づき、その者の号給を決定することができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第8条 人事交流により引き続いて職員となった者の号給が、第4条第3項及び第4項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に基づき、その者の号給を決定することができる。</p>

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第43号

平成29年度の就学相談委員会の委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成29年4月3日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙の者に委嘱する。

(提案理由)

墨田区就学相談委員会に関する要綱第3条に基づき、委嘱する必要がある。

平成29年度 就学相談委員の委嘱発令について

- 1 委嘱者
山田 佐登留（東京都児童相談センター 医師）
- 2 発令年月日
平成29年4月1日
- 3 委嘱期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日
- 4 委嘱の根拠
墨田区就学相談委員会に関する要綱第3条

墨田区就学相談委員会に関する要綱

平成3年4月9日

3墨教学第33号

(目的)

第1条 心身の障害等により、教育上特別な支援が必要な児童及び生徒（以下「心身障害児」という。）に対しそれぞれの障害に配慮した教育を保障するため、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した墨田区就学相談委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 心身障害児の就学に関し、相談、観察、診察等（就学相談等という。）を実施し、適切な教育支援について、審議判定すること。
- (2) 心身障害児の転学に関する適切な教育支援について、審議判定すること。
- (3) その他、心身障害児の就学後の教育相談（継続相談）等に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、教育委員会が次に掲げる職にある者の中から、委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 区立小中学校の特別支援学級設置校長
- (2) 区立小中学校長
- (3) 区立小中学校の特別支援学級担任教諭
- (4) 区立小中学校の言語・難聴学級担任教諭
- (5) 区立小中学校の情緒障害等学級担任教諭
- (6) 墨田区教育委員会事務局非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件に関する要綱（昭和56年4月1日56墨教庶発第110号）に基づく教育相談室員
- (7) 区立幼稚園教諭
- (8) 区立保育園長
- (9) 都立特別支援学校教諭
- (10) 医師
- (11) その他教育委員会が特に必要と認めた者
- (12) 墨田区教育委員会事務局職員

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員の選出は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、総括する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(小委員会)

第6条 委員会のもとに、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員長が指名する委員をもって構成する。

3 小委員会は、委員長が指定する事案に関する就学相談等を担当する。

(報告)

第7条 委員会は、審議判定した事項については、速やかに、教育委員会へ報告するものとする。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会事務局学務課に置く。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

付 則

1 この要綱は、平成3年5月1日から適用する。

2 墨田区就学相談委員会設置要綱(昭和58年7月1日58墨教学発第759号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

平成29年度 園長・校長・副園長・副校長 昇任・転任者一覧

(園長・校長)

No	氏名	職名	新任校(園)	前任 地区名	前任校(園)	種別	区分
1	たしろ えみこ 田代 恵美子	園長	立花幼	墨田	立花幼	再任	内転
2	みずたに こういち 水谷 光一	校長	緑小	墨田	二葉小	転任	内転
3	かわさき さだあき 川崎 貞昭	校長	二葉小	墨田	東吾孺小	転任	内転
4	てらさき やすこ 寺崎 康子	校長	中和小	墨田	第二寺島小	再任	内転
5	やまだ としろう 山田 俊郎	校長	言問小	墨田	言問小	再任	内転
6	せと えいいち 瀬戸 英一	校長	業平小	墨田	業平小	再任	内転
7	かなや まさかず 金谷 政一	校長	第三吾孺小	墨田	第三吾孺小	再任	内転
8	ほそき たかし 細木 隆	校長	第四吾孺小	墨田	第四吾孺小	再任	内転
9	えぐち ちほ 江口 千穂	校長	第二寺島小	足立	教育委員会	昇任	外転
10	せきもと あつし 関本 淳	校長	中川小	墨田	中川小	再任	内転
11	わたなべ けいぞう 渡邊 圭三	校長	東吾孺小	墨田	梅若小	転任	内転
12	すどう たろう 須藤 太郎	校長	八広小	墨田	八広小	再任	内転
13	ほづみ よしお 保積 良夫	校長	梅若小	墨田	中和小	再任	内転
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

(副園長・副校長)

No	氏名	職名	新任校(園)	前任 地区名	前任校(園)	種別	区分
1	かなざわ さとみ 金澤 里美	副園長	柳島幼	墨田	柳島幼	昇任	内転
2	とみおか けいこ 富岡 敬子	副園長	菊川幼	墨田	菊川幼	再任	内転
3	よしづか ゆきこ 吉塚 由紀子	副校長	錦糸小	墨田	菊川小	転任	内転
4	せきやま みつこ 関山 光子	副校長	柳島小	墨田	柳島小	再任	内転
5	かとう ともこ 加藤 智子	副校長	業平小	墨田	立花吾孀の森小	再任	内転
6	おくむら みどり 奥村 みどり	副校長	菊川小	墨田	第二寺島小	昇任	内転
7	かつた みつのり 勝田 光徳	副校長	中川小	台東	教育委員会	昇任	外転
8	みやざき たかし 宮崎 隆司	副校長	立花吾孀の森小	足立	舎人第一小	転任	外転
9	みつはし あきひこ 三橋 秋彦	副校長	墨田中	墨田	本所中	転任	内転
10	おりべ あきひろ 織部 明広	副校長	本所中	墨田	墨田中	転任	内転
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

平成29年度 園長・校長・副園長・副校長・管理職候補者 区外転出一覧

No	氏名	職名	新任校	新任 地区名	前任校・職	種別
1	はしづめ ちえ 橋爪 千恵	副校長	東糀谷小	大田	錦糸小・副校長	転任
2	わだ つとむ 和田 努	統括指導 主事	荒川区教育委員会	荒川	業平小・副校長	転任
3	かねこ かずよし 金子 一芳	副校長	林町小	文京	中川小・副校長	転任
4	やまざき たいし 山崎 大志	指導主事	都立学校教育部 高等学校教育課	東京都	両国小・主幹教諭	転任
5	に へい えいじろう 二瓶 栄治郎	副校長	桜橋中	台東	本所中・主幹教諭	昇任
6	すずき あきら 鈴木 明	副校長	光が丘第三中	練馬	両国中・主幹教諭	昇任
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

平成29年度 指導室長・指導主事 昇任・転出・転入者一覧

No	氏名	新所属・職	前所属・職	種別
1	つきだ 月田 行俊 ゆきとし	江東区立大島西中学校 校長	墨田区教育委員会 指導室長	転出 転任
2	すずき 鈴木 裕二 ゆうじ	大田区立志茂田小学校 副校長	墨田区教育委員会 指導主事	転出 昇任
3	よこやま 横山 圭介 けいすけ	墨田区教育委員会 指導室長	大田区立大森第四小学校 校長	転入 転任
4	たばた 田畑 達也 たつや	墨田区教育委員会 指導主事	墨田区立第一寺島小学校 主幹教諭	転入 転任

平成29年度幹部職員人事異動内示書

(部長級)

(平成29年4月1日付け)

新任職	氏名	現任職	備考
総務部長	小暮 真人	産業観光部長	
区民部参事	高橋 宏幸	教育委員会事務局参事	
地域力支援部長	鹿島田 和宏	区民活動推進部長	
産業観光部長	渡辺 一夫	企画経営室参事	
福祉保健部保健衛生担当 (墨田区保健所)参事	植原 昭治	福祉保健部保健衛生担当 (墨田区保健所)保健予防課長	昇任
子ども・子育て支援部長	石井 秀和	福祉保健部 子ども・子育て支援担当部長	
都市計画部長	渡辺 茂男	都市整備部長	
都市整備部長	田中 正明	都市整備部 土木管理課長(統括課長)	昇任
都市整備部環境担当参事	島崎 進	監査委員事務局長	

(統括課長)

(平成29年4月1日付け)

新任職	氏名	現任職	備考
総務部 契約課長(統括課長)	小倉 孝弘	総務部契約課長	昇任
地域力支援部 地域活動推進課長(統括課長)	郡司 剛英	区民活動推進部 区民活動推進課長(統括課長)	
福祉保健部保健衛生担当 (墨田区保健所) 生活衛生課長(統括課長)	笠原 正美	都市整備部環境担当 環境保全課長	昇任
子ども・子育て支援部 子育て支援課長(統括課長)	浮田 康宏	福祉保健部子ども・子育て支援担当 子育て支援課長(統括課長)	
都市整備部 都市整備課長(統括課長)	天海 晴彦	都市整備部 道路公園課長(統括課長)	
都市整備部 道路公園課長(統括課長)	齋藤 雄吉	都市整備部 都市整備課長(統括課長)	
都市整備部環境担当 環境保全課長(統括課長)	都市整備部環境担当参事 島崎 進 事務取扱		
都市整備部立体化推進担当 拠点整備課長(統括課長)	和田 聖子	都市計画部 都市計画課長(統括課長)	
教育委員会事務局 学務課長(統括課長)	須藤 浩司	教育委員会事務局 学務課	昇任

(課長級)

(平成29年4月1日付け)

新任職	氏名	現任職	備考
企画経営室長 政策担当課	小板橋 一之	福祉保健部障害者福祉課長	
企画経営室長 情報システム担当課	山中 淳一	東向島出張所長(総括係長)	昇任
区民部国保年金課長	区民部参事 高橋 宏幸 事務取扱		
地域力支援部長 文化芸術振興課	南部 友孝	区民活動推進部長 文化振興課	
地域力支援部長 スポーツ・学習課	大野 勝	区民活動推進部文化振興課 北斎美術館開設主査(総括係長)	昇任
地域力支援部 オリンピック・パラリンピック準備室長	岐部 靖文	区議会事務局次長	
産業観光部産業振興課長	中山 賢治	産業観光部産業経済課長	
産業観光部経営支援課長	田村 俊彦	福祉保健部子ども・子育て支援担当 子育て支援課子育て計画主査(総括係長)	昇任
産業観光部観光課長	佐久間 英樹	教育委員会事務局 スポーツ振興課長	
福祉保健部障害者福祉課長	杉崎 和洋	福祉保健部子ども・子育て支援担当 子ども課長	
福祉保健部介護保険課長	岩下 弘之	区民部国保年金課長	
福祉保健部保健衛生担当 (墨田区保健所)保健予防課長	福祉保健部保健衛生担当 (墨田区保健所)参事 植原 昭治 事務取扱		
子ども・子育て支援部長 子育て政策課	高橋 義之	福祉保健部子ども・子育て支援担当 副参事(待機児童対策担当)	
子ども・子育て支援部長 子ども施設課	金子 明	産業観光部観光課長	
都市計画部都市計画課長	武井 勝人	都市整備部立体化推進担当 拠点整備課長	
都市整備部土木管理課長	栗林 行雄	福祉保健部介護保険課長	
教育委員会事務局 指導室長	横山 圭介	東京都教育庁指導部主任指導主事	派遣
教育委員会事務局 すみだ教育研究所長	石原 恵美	ひきふね図書館長	
教育委員会事務局 地域教育支援課長	岡本 香織	教育委員会事務局 生涯学習課長	
ひきふね図書館長	高村 弘晃	教育委員会事務局 学務課事務主査(総括係長)	再昇任
区議会事務局次長	瀬戸 正徳	すみだ中小企業センター館長	

(統括課長再任用)

(平成29年4月1日付け)

新 任 職	氏 名	現 任 職	備 考
監 査 委 員 事 務 局 長 (統 括 課 長)	鈴 木 陽 子	総 務 部 長	再任用

(課長級再任用)

(平成29年4月1日付け)

新 任 職	氏 名	現 任 職	備 考
都 市 整 備 部 環 境 担 当 副 参	東京二十三区清掃一部事務組合 墨田清掃工場長	飯盛 馨 併任	再任用

(事務取扱解除)

(平成29年3月31日付け)

事 務 取 扱 職	氏 名	発令内容
企 画 経 営 室 政 策 担 当 課 長 (統 括 課 長)	企画経営室参事 渡辺 一夫	事務取扱を免ずる
福 祉 保 健 部 保 健 衛 生 担 当 (墨 田 区 保 健 所) 生 活 衛 生 課 長	福祉保健部保健衛生担当部長 (墨田区保健所長) 北村 淳子	事務取扱を免ずる
教 育 委 員 会 事 務 局 長 す み だ 教 育 研 究 所 長	教育委員会事務局参事 高橋 宏幸	事務取扱を免ずる

(兼務解除)

(平成29年3月31日付け)

兼 務 職	氏 名	発令内容
区 民 活 動 推 進 部 参 事 (北 斎 美 術 館 開 設 担 当)	区民活動推進部長 鹿島田 和宏	兼 務 を 解 く

(併任解除)

(平成29年3月31日付け)

併 任 職	氏 名	発令内容
都 市 整 備 部 環 境 担 当 副 参	東京二十三区清掃一部事務組合 墨田清掃工場長	東海林 幸雄 併 任 を 解 く

(退職)

(平成29年3月31日付け)

所 属	氏 名	備考
総 務 部 長	鈴 木 陽 子	定年退職
総 務 部 副 参 事 (オリンピック・パラリンピック調整担当) (統 括 課 長)	吉 田 章	再任用 終了
企 画 経 営 室 情 報 シ ス テ ム 担 当 課 長	内 田 正 代	定年退職
産 業 観 光 部 生 活 経 済 課 長	高 橋 政 幸	再任用 終了

(派遣終了)

(平成29年3月31日付け)

所 属	氏 名	備考
都 市 計 画 部 長	直 井 亨	
教 育 委 員 会 事 務 局 長 指 導 室	月 田 行 俊	

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第8項前段中「第2項から」を「第3項から」に、「第4項第3号及び第4号」を「第5項第3号から第5号まで」に改め、「要介護者」の次に「（2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下の同じ。）」を加え、同項後段中「第2項中」を「第3項中」に、「第3項」を「第4項」に、「第8項」を「第9項」に、「第4項中」を「第5項中」に、「第2項」を「第3項」に、「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「第4項各号」を「第5項各号」に、「第4項第1号」を「第5項第1号」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」を「第3項」に改め、同項第4号中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、「第1項」を「第2項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加え、同項を同条第5項とする。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「に規定する」を「の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして」に改め、同項第1号中「（午後10時から翌日の午前5時

までの間をいう。以下同じ。）」を削り、同項第2号中「子」の次に「（条例第10条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第30条第1項第6号及び第7号を除き、以下同じ。）」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第10条第1項の民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第8条の2の見出し中「又は」の次に「要介護者の」を加え、同条第6項に次の1号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第8条の2第10項前段中「第6項第3号」の次に「及び第4号」を加え、「条例」の次に「第10条の2第2項及び条例」を加え、同項後段中「第10条の3第1項」とあるのは「」の次に「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項又は」を加え、「ものとする。この場合において、条例」を「条例」に改め、「とが重複しないようにしなければならない」を削り、「ものとする」を「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第10条の

3 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による請求に係る期間」に改める。

第 1 4 条第 4 項第 2 号中「第 1 7 条の 2」を「第 1 7 条の 3」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「達しない生児」を「達しない子」に、「が生児」を「が当該子」に改め、同条第 2 項中「1 生児」を「1 人の子」に、「複数の生児」を「複数の子」に、「以下同じ。）」を「）」に改め、同条第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第 4 項中「生児」を「子」に改める。

第 2 9 条の 3 第 1 項中「条例第 1 7 条第 1 項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が 2 週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする 1 の継続する状態にある者に限る。以下この条において同じ。）」を「要介護者」に改め、同条第 2 項中「日常生活を営むことに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第 3 0 条第 1 項中「している者」を「しているもの」に、「及び第 2 号」を「から第 3 号まで」に改め、同条第 2 項中「条例第 1 7 条第 1 項に規定する者の各々が 2 週間以上にわたり」を「職員の申請に基づき、要介護者の各々が」に、「一の継続」を「1 の継続」に、「連続する 6 月の期間」を「3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 前項の規定による申請は、庶務システムに次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

- (1) 休暇種別
- (2) 要介護者の氏名、続柄、生年月日、同居別居の区分及び介護が必要となった日
- (3) 具体的な介護内容
- (4) 指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日

第 3 0 条第 1 0 項を同条第 1 7 項とし、同条第 9 項中「次に掲げる事項」を「第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項のほか、介護休暇開始予定日及び請求期間」に改め、同項各号を削り、同項を同条第 1 5 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 6 教育委員会は、介護休暇の申請について、条例第 1 7 条第 1 項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係

る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第30条第8項を削り、同条第7項中「を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等」を「について、その事由、利用状況等を確認する必要があると認めるときは、証明書等」に改め、同項を同条第14項とし、同条第6項を同条第13項とし、同条第5項中「4時間」の次に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項を同条第12項とし、同条第4項を同条第11項とし、同条第3項の次に次の7項を加える。

- 4 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申請があった場合には、当該申請による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申請の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、第3項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を庶務システムに入力すること（庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式）により行うものとする。
- 6 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申請があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申請に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申請の期間又は第3項の申請に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申請があった場合の当該申請に係る末日までの期間（以下この項において「延長申請の期間」という。）の全期間にわたり第16項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申請の期間又は

延長申請の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

9 教育委員会は、第3項の規定による申請に基づき第4項若しくは第7項の規定により指定された指定期間又は第5項の申請に基づき第6項若しくは第7項の規定により指定された指定期間が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、これらの指定期間内で承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、第2項の規定にかかわらず、これらの指定期間を6月を超えない範囲内で延長して指定することができる。ただし、同一の要介護者について、既にこの項の規定により指定期間を延長して指定をした場合は、この限りではない。

(1) 指定期間の指定が3回に達する場合

(2) 指定期間が通算して6月に達する場合

10 第2項から第7項までの規定は、前項の規定により教育委員会が延長して指定する期間（以下「延伸期間」という。）について準用する。この場合において、第2項中「要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）」とあるのは「延伸期間」と、第3項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「初日及び末日」とあるのは「末日」と、第4項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「当該申請による期間の初日から末日までの期間（第7項において）」とあるのは「第9項に規定する指定期間の末日の翌日から当該申請に係る末日までの期間（第10項において準用する第7項において）」と、第5項中「第3項」とあるのは「第10項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「第7項」とあるのは「第10項において準用する第7項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「この項」とあるのは「第10項において準用するこの項」と、「次項」とあ

るのは「第10項において準用する次項」と、第6項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日」とあるのは「第10項に規定する指定期間の末日の翌日」と、第7項中「第4項」とあるのは「第10項において準用する第4項」と、「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「第3項」とあるのは「第10項において準用する第3項」と、「この項」とあるのは「第10項において準用するこの項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第5項」とあるのは「第10項において準用する第5項」と読み替えるものとする。

第30条の2を第30条の3とし、第30条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。)内において承認する。

2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年墨田区条例第7号)第15条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 教育委員会は、介護時間を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに庶務システムに第30条第3項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、介護時間開始予定日及び請求期間を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

6 教育委員会は、介護時間の申請について、条例第17条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、前条第17項の規定の例により教育委員会に届け出なければならない。

第31条中「及び前条」を「、第30条及び第30条の2」に改める。

第32条第1項及び第32条の2中「第30条の2」を「第30条の3」に改める。

別表第4備考に次のように加える。

3 1親等の直系卑属には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。

第1号様式を次のように改める。

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

年 月 日

(承認権者)

様

次のとおり 子の養育
要介護者の介護 を行うため 深夜における勤務の制限
超過勤務の制限
(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例 第10条の2
第10条の3) を請求します。

所属
氏名

印

1 請求に係る子又は要介護者	氏名			続柄等	
	生年月日	年 月 日	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
	出産予定日	年 月 日			
2 職員の配偶者で当該子の親であるものの有無及び状況	無 有	深夜において就業している。 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である。 産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)又は産後8週間以内である。			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容					
4 請求期間	深夜勤務の制限	年 月 日 ~ 年 月 日 毎日 その他()			
	超過勤務の制限	年 月 日 ~ 1年 月(12月に満たないものに限る)			

- (注)
- 1 について
- (1) 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第8条第2項第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。
 - (2) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日の にレ印を記入し、出産予定日を記入すること。
 - (3) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 2 について
- (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
 - (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
 - (3) 該当する にはレ印を記入すること。
- 3 について
- この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
- 4 について
- 子を養育するために請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。

第2号様式中

「 職員の子でなくなった（ 離縁 養子縁組の取消し）。
子と同居しないこととなった。
職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育することができる者に該当することとなった。 」

を

「 職員の子でなくなった
（ 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除）。
子と同居しないこととなった。
職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育することができる者に該当することとなった。
上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。
（理由： ） 」

に改める。

付 則

（ 施行期日 ）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（ 経過措置 ）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第1項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」とする。

3 改正後の規則第30条の規定は、施行日以後に同条第2項の規定により指定された指定期間に係る介護休暇について適用し、同日前にこの規則による改正前の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第30条第2項の規定による期間の承認を受けた者に係る介護休暇については、なお従前の例による。

- 4 平成29年1月1日（以下「基準日」という。）において改正前の規則第30条第2項に規定する連続する6月の期間中にある者又は基準日から施行日の前日までの間に同項に規定する連続する6月の期間の初日がある者から申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、施行日以後において、2回を超えず、かつ、6月（改正前の規則第30条第2項に規定する連続する6月のうち、基準日前の期間にあっては全ての期間を含むものとし、基準日以後の期間にあっては同項の規定により承認された期間を含むものとする。）を限度として、必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。
- 5 前項の申出により承認された介護休暇が、同項に規定する限度に達した場合で、かつ、当該介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続する場合は、当該介護休暇を承認された期間の末日に引き続き6月を限度として、更に必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。
- 6 この規則の施行の際、現に職員が幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）第10条第2項に規定する要介護者（2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。）の介護をするため勤務しないことが相当であると認め、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）第2条第1項第7号に定める特別の事由がある場合として承認されている、介護に係る職員の職務専念義務の免除の承認における当該職務専念義務の免除に係る期間の初日は、改正後の規則第30条の2第1項に規定する介護時間取得の初日とみなす。
- 7 付則第3項、第4項又は第5項の規定により承認された介護休暇の期間中にある職員については、改正後の規則第30条の2の適用にあっては、同条第1項中「指定期間又は延伸期間と重複する期間」とあるのは、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年墨田区教育委員会規則第13号）付則第3項、第4項又は第5項の規定により承認された介護休暇の期間と重複する期間」と読み替えるものとする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第 8 条 <u>条例第 1 0 条第 1 項の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p>2 <u>条例第 1 0 条第 1 項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>深夜において就業していない者（深夜における就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）であること。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 8 条 〔新設〕</p> <p>条例第 1 0 条第 1 項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）であること。</u></p>

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子(条例第10条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第30条第1項第6号及び第7号を除き、以下同じ。)を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 〔略〕

3 条例第10条第1項の規定による深夜における勤務の制限を請求するときは、当該請求に係る1の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という)について、その初日(以下この条において「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに第1号様式により行うものとする。

4 前項の規定による請求があった場合においては、教育委員会は、職務の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、職務に支障が生ずる日があることが明らかとなった場合にあっては、教育委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

5 第3項の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 〔略〕

2 〔同左〕

3 〔同左〕

4 第2項の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 〔略〕

〔新設〕

除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親である者が、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第2項に定める者に該当することとなった場合

6 深夜勤務制限開始日以後、深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第3項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

7 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第5項各号に掲げる事由が生じた旨を第2号様式により教育委員会に届け出なければならない。

8 教育委員会は、第3項の請求又は前項の届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

9 第3項から前項までの規定（第5項第3号から第5号までを除く。）は、条例第10条第2項に規定する要介護者（2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第10条第1項」とあるのは「条例第10条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該

(4) 当該請求をした職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該請求に係る子の親である者が、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第1項に定める者に該当することとなった場合

5 深夜勤務制限開始日以後、深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第2項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

6 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第4項各号に掲げる事由が生じた旨を第2号様式により教育委員会に届け出なければならない。

7 教育委員会は、第2項の請求又は前項の届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

8 第2項から前項までの規定（第4項第3号及び第4号を除く。）は、条例第10条第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第2項中「条例第10条第1項」とあるのは「条例第10条第2項において準用する同条第1項」と、第3項中「前項」とあるのは「第8項において準用する前項」と、第4項中「第2項」とあるのは「第8項において準用する第2項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第5項中「前項各号」とあるのは「第8項

請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、第8項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第8条の2 〔略〕

2～5 〔略〕

6 第1項の規定による請求がされた後超過勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

7～9 〔略〕

10 前各項の規定(第6項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号を除く。)は、条例第10条の2第2項及び条例第10条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第10条の2第1項又は条例第10条の3第1項」とあるのは「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第10条の3第2項

において準用する前項第1号及び第2号」と、「第2項」とあるのは「第8項において準用する第2項」と、第6項中「前2項」とあるのは「第8項において準用する前2項」と、「第4項各号」とあるのは「第8項において準用する第4項第1号及び第2号」と、第7項中「第2項」とあるのは「次項において準用する第2項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第8条の2 〔略〕

2～5 〔略〕

6 第1項の規定による請求がされた後超過勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 〔略〕

〔新設〕

7～9 〔略〕

10 前各項の規定(第6項第3号並びに第7項第1号及び第2号を除く。)は、条例第10条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第10条の2第1項又は条例第10条の3第1項」とあるのは「条例第10条の3第2項において準用する同条第1項」と、「ものとする。この場合において、条例第10条の2第1項

において準用する同条第1項」と、「条例第10条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第10条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第10条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第10条の3第1項」とあるのは「条例第10条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇の繰越し)

第14条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

(1) 〔略〕

の規定による請求に係る期間と条例第10条の3第1項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならぬ」とあるのは「ものとする」と、第2項中「条例第10条の3第1項」とあるのは「条例第10条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

〔同左〕

第14条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 条例第14条、第15条(日を単位とする場合を除く。)、第16条、第17条及び第17条の3の規定による休暇により勤務しなかった期間

(3)~(8) 〔略〕

(育児時間)

第22条 育児時間は、生後1年3月に達しない子を育てる職員が当該子を育てるための休暇とする。

2 育児時間は、正規の勤務時間において、1人の子(1回の出産で産まれた複数の子は、1人の子とみなす。)について1日2回それぞれ45分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、1日2回、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で45分に15分を増減した時間を単位として利用できる。この場合において、1回の育児時間は30分を下回ることができない。

3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

(2) 〔略〕

(3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間(当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

(2) 条例第14条、第15条(日を単位とする場合を除く。)、第16条、第17条及び第17条の2の規定による休暇により勤務しなかった期間

(3)~(8) 〔略〕

〔同左〕

第22条 育児時間は、生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。

2 育児時間は、正規の勤務時間において、1生児(1回の出産で産まれた複数の生児は、1生児とみなす。以下同じ。)について1日2回それぞれ45分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、1日2回、1日を通じて1時間30分を超えない範囲内で45分に15分を増減した時間を単位として利用できる。この場合において、1回の育児時間は30分を下回ることができない。

3 〔同左〕

(1) 育児時間により育てようとする生児について、配偶者が労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

(2) 〔略〕

(3) 育児時間により育てようとする生児について、配偶者が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該生児について育児時間(当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 〔略〕

(短期の介護休暇)

第29条の3 短期の介護休暇は、要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 短期の介護休暇は、1の年において、日又は時間を単位として、5日(前項の要介護者が同時に2人以上の場合にあっては、10日)以内で承認する。

3～5 〔略〕

(介護休暇)

第30条 条例第17条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げるものであって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)とする。

(1)～(7) 〔略〕

2 介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)は、職員の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において必要と認められる期間を承認する。

3 前項の規定による申請は、庶務システムに次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

(1) 休暇種別

(2) 要介護者の氏名、続柄、生年月日、同居別居の区分及び介護が必要となった日

(3) 具体的な介護内容

(4) 指定期間の指定を希望する期間の初日

5 〔略〕

〔同左〕

第29条の3 短期の介護休暇は、条例第17条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者(各々が2週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下この条において同じ。)の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 短期の介護休暇は、1の年において、日又は時間を単位として、5日(前項の日常生活を営むことに支障がある者が同時に2人以上の場合にあっては、10日)以内で承認する。

3～5 〔略〕

〔同左〕

第30条 条例第17条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げるものであって職員と同居している者(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)とする。

(1)～(7) 〔略〕

2 介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)は、条例第17条第1項に規定する者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間を承認する。

3 前項の規定により承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、当該介護休暇の期間(以下「当初期間」という。)の初日から6月後以降の1年6月間に限り、連続する6月の期間内(連続する6月の期間の末日が当初期間の初日から起算して2年を経過する日を超える場合にあっては、2年を経過する日までを限度とする。)において必要と認められる期間の介護休暇を再度承認することができる。ただし、

<p><u>及び末日</u></p>	<p><u>同一の被介護者について、既にこの項の規定により介護休暇を承認した場合は、承認しない。</u></p>
<p><u>4 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申請があった場合には、当該申請による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申請の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、第3項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を庶務システムに入力すること（庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式）により行うものとする。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>6 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申請があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申請に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>7 第4項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申請の期間又は第3項の申請に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申請があった場合の当該申請に係る末日までの期間（以下この項において「延長申請の期間」という。）の全期間にわたり第16項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申請の期間又は延長申請の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らか</u></p>	<p>〔新設〕</p>

日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

〔新設〕

9 教育委員会は、第3項の規定による申請に基づき第4項若しくは第7項の規定により指定された指定期間又は第5項の申請に基づき第6項若しくは第7項の規定により指定された指定期間が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、これらの指定期間内で承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、第2項の規定にかかわらず、これらの指定期間を6月を超えない範囲内で延長して指定することができる。ただし、同一の要介護者について、既にこの項の規定により指定期間を延長して指定をした場合は、この限りでない。

〔新設〕

(1) 指定期間の指定が3回に達する場合

(2) 指定期間が通算して6月に達する場合

10 第2項から第7項までの規定は、前項の規定により教育委員会が延長して指定する期間（以下「延伸期間」という。）について準用する。この場合において、第2項中「要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）」とあるのは「延伸期間」と、第3項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「初日及び末日」とあるのは「末日」と、第4項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「当該申請による期間の初日から末日までの期間（第7項において）」とあるのは「第9項に規定する指定期間の末日の翌日から当該申請に係る末日までの期間（第10項において準用する第7項において）」と、第5項

〔新設〕

中「第3項」とあるのは「第10項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「第7項」とあるのは「第10項において準用する第7項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「この項」とあるのは「第10項において準用するこの項」と、「次項」とあるのは「第10項において準用する次項」と、第6項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日」とあるのは「第10項に規定する指定期間の末日の翌日」と、第7項中「第4項」とあるのは「第10項において準用する第4項」と、「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、「第3項」とあるのは「第10項において準用する第3項」と、「この項」とあるのは「第10項において準用するこの項」と、「指定期間」とあるのは「延伸期間」と、「第5項」とあるのは「第10項において準用する第5項」と読み替えるものとする。

1.1 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。

1.2 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

1.3 前2項の規定による介護休暇の利用方法は、必要であると認められる場合には、変更

4 〔同左〕

5 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

6 〔同左〕

することができる。

1.4 教育委員会は、介護休暇について、その事由、利用状況等を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

1.5 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務システムに第3項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、介護休暇開始予定日及び請求期間を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により行うことができる。

1.6 教育委員会は、介護休暇の申請について、条例第17条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

1.7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、庶務システムに次に掲げる事項を入力することにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により届け出ることができる。

(1)～(3) 〔略〕

(介護時間)

第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）

7 教育委員会は、介護休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

8 教育委員会は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護休暇（当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。

9 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務システムに次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

(1) 休暇種別及び介護休暇開始予定日

(2) 要介護者の氏名、続柄、生年月日、同居別居の区分及び介護が必要となった日

(3) 請求期間及び具体的な介護内容

〔新設〕

1.0 〔同左〕

(1)～(3) 〔略〕

〔新設〕

内において承認する。

2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）第15条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 教育委員会は、介護時間を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに庶務システムに第30条第3項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、介護時間開始予定日及び請求期間を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

6 教育委員会は、介護時間の申請について、条例第17条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、前条第17項の規定の例により教育委員会に届け出なければならない。

（組合休暇）

第30条の3 組合休暇は、1の年において、日又は時間を単位として30日以内で承認する。

2～4 〔略〕

（期間計算）

第31条 第16条、第18条、第19条、第24条から第26条まで、第30条及び

〔同左〕

第30条の2 〔同左〕

2～4 〔略〕

〔同左〕

第31条 第16条、第18条、第19条、第24条から第26条まで及び前条の規定

第30条の2の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

(休暇等の申請)

第32条 第12条、第16条から第29条の3まで及び第30条の3に規定する休暇の申請は、庶務システムに次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

(1)~(4) 〔略〕

2 〔略〕

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第32条の2 再任用職員等が、第16条、第18条から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の3に規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

別表第4

親 族		日 数
配 偶 者		〔略〕
血 族	〔略〕	〔略〕
姻 族	〔略〕	〔略〕

備考

1・2 〔略〕

3 1親等の直系卑属には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。

第1号様式 別紙のとおり

第2号様式 別紙のとおり

による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

〔同左〕

第32条 第12条、第16条から第29条の3まで及び第30条の2に規定する休暇の申請は、庶務システムに次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

(1)~(4) 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第32条の2 再任用職員等が、第16条、第18条から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2に規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

別表第4

親 族		日 数
配 偶 者		〔略〕
血 族	〔略〕	〔略〕
姻 族	〔略〕	〔略〕

備考

1・2 〔略〕

〔新設〕

第1号様式 別紙のとおり

第2号様式 別紙のとおり

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成29年3月31日までの間は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第8条第1項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」とする。
- 3 改正後の規則第30条の規定は、施行日以後に同条第2項の規定により指定された指定期間に係る介護休暇について適用し、同日前にこの規則による改正前の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第30条第2項の規定による期間の承認を受けた者に係る介護休暇については、なお従前の例による。
- 4 平成29年1月1日(以下「基準日」という。)において改正前の規則第30条第2項に規定する連続する6月の期間中にある者又は基準日から施行日の前日までの間に同項に規定する連続する6月の期間の初日がある者から申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、施行日以後において、2回を超えず、かつ、6月(改正前の規則第30条第2項に規定する連続する6月のうち、基準日前の期間にあっては全ての期間を含むものとし、基準日以後の期間にあっては同項の規定により承認された期間を含むものとする。)を限度として、必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。
- 5 前項の申出により承認された介護休暇が、同項に規定する限度に達した場合で、かつ、当該介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続する場合は、当該介護休暇を承認された期間の末日に引き続き6月を限度として、更に必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。
- 6 この規則の施行の際、現に職員が幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年墨田区条例第19号)第10条第2項に規定する要介護者(2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。)の介護をするため勤務しないことが相当であると認め、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第14号)第2条第1項第7号に定める特別の事由がある場合として承認されている、介護に係る職員の職務専念義務の免除の承認における当該職務専念義務の免除に係る期間の初日は、改正後の規則第30条の2第1項に規定する介護時間取得の初日とみなす。

7 付則第3項、第4項又は第5項の規定により承認された介護休暇の期間中にある職員については、改正後の規則第30条の2の適用にあつては、同条第1項中「指定期間又は延伸期間と重複する期間」とあるのは、「幼稚園職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年墨田区教育委員会規則第13号）付則第3項、第4項又は第5項の規定により承認された介護休暇の期間と重複する期間」と読み替えるものとする。

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

年 月 日

(承認権者)

様

次のとおり 子の養育
要介護者の介護 を行うため 深夜における勤務の制限
超過勤務の制限
(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例 第10条の2
第10条の3) を請求します。

所属
氏名

印

1 請求に係る子又は要介護者	氏名			続柄等	
	生年月日	年 月 日	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
	出産予定日	年 月 日			
2 職員の配偶者で当該子の親であるものの有無及び状況	無 有	深夜において就業している。 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である。 産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)又は産後8週間以内である。			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容					
4 請求期間	深夜勤務の制限	年 月 日 ~ 年 月 日 毎日 その他()			
	超過勤務の制限	年 月 日 ~ 1年 月(12月に満たないものに限る)			

- (注)
- 1 について
- (1) 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第8条第2項第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。
 - (2) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日の にレ印を記入し、出産予定日を記入すること。
 - (3) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 2 について
- (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
 - (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
 - (3) 該当する にはレ印を記入すること。
- 3 について
- この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
- 4 について
- 子を養育するために請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

年 月 日

(承認権者)

様

次のとおり 子の養育
要介護者の介護 を行うため 深夜における勤務の制限
超過勤務の制限
(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇
等に関する条例 第8条 第8条の2) を請求します。

所属
氏名

印

1 請求に係る子又は要介護者	氏名			続柄	
	生年月日	年 月 日	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
		出産予定日 年 月 日			
2 職員の配偶者で当該子の親であるものの有無及び状況	無 有	深夜において就業している。 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である。 産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)又は産後8週間以内である。			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容					
4 請求期間	深夜勤務の制限	年 月 日 ~ 年 月 日 毎日 その他()			
	超過勤務の制限	年 月 日 ~ 1年 月(12月に満たないものに限る)			

- (注)
- 1 について
 - (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日の にレ印を記入し、出産予定日を記入すること。
 - (2) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
 - 2 について
 - (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
 - (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
 - (3) 該当する にはレ印を記入すること。
 - 3 について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
 - 4 について

子を養育するために請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。

(A4)

第2号様式(新)

育児又は介護の状況変更届			
		年 月 日	届出
(承認権者)	様	所属 氏名	印
次のとおり	深夜における勤務の制限 超過勤務の制限	に係る	子の養育 要介護者の介護 の状況に
ついて変更が生じたので届け出ます。			
1 届出の事由			
(1) 養育の状況の変更			
子が死亡した			
職員の子でなくなった			
(離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)			
同居しなくなった			
職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった			
<u>上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった</u>			
(理由: _____)			
(2) 介護の状況の変更			
要介護者が死亡した			
要介護者と職員との親族関係が消滅した			
(消滅の理由: _____)			
2 届出の事実が発生した日			
年 月 日			
(注) 1について			
(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ にレ印を記入すること。			

(A4)

第2号様式(旧)

育児又は介護の状況変更届			
		年 月 日	届出
(承認権者)	様	所属 氏名	印
次のとおり	深夜における勤務の制限 超過勤務の制限	に係る	子の養育 要介護者の介護
の状況に			
ついて変更が生じたので届け出ます。			
1 届出の事由			
(1) 養育の状況の変更			
子が死亡した			
職員の子でなくなった(離縁 養子縁組の取消し)			
同居しなくなった			
職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった			
(2) 介護の状況の変更			
要介護者が死亡した			
要介護者と職員との親族関係が消滅した			
(消滅の理由:)			
2 届出の事実が発生した日			
年 月 日			
(注) 1について			
(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ にレ印を記入すること。			

(A4)

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「第17条の2」を「第17条の3」に改める。

第5条第5項中「介護休暇」の次に「、勤務時間条例第17条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）」を加え、「部分休業等により勤務しない時間」を「部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>勤務時間条例第17条の3</u>に規定する組合休暇(以下「組合休暇」という。)により勤務しない期間</p> <p>(8)・(9) 〔略〕</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、<u>勤務時間条例第17条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)</u>若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間(以下「部分休業」という。))があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 <u>第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>勤務時間条例第17条の2</u>に規定する組合休暇(以下「組合休暇」という。))により勤務しない期間</p> <p>(8)・(9) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間(以下「<u>部分休業等により勤務しない時間</u>」という。))があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
区立幼稚園
区立小学校
区立中学校

学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月30日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

別表第1中48の項を49の項とし、43から47の項までを1項ずつ繰り下げ、42の項中「43、44又は45」を「44、45又は46」と改め、同項を43の項とし、29から41の項までを1項ずつ繰り下げ、28の項中「29」を「30」に改め、同項を29の項とし、27の項の次に次のように加える。

28 介護時間	介時
---------	----

別表第2中47の項を48の項とし、28の項から46の項までを1項ずつ繰り下げ、27の項の次に次のように加える。

28 介護時間	時介
---------	----

付 則

この訓令は、平成29年1月1日から適用する。

ただし、別表第2の改正規定は平成29年3月30日から適用する。

学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正（案）新旧対照表

改正後		改正前	
別表第 1		別表第 1	
事由	表示	事由	表示
1～27〔略〕	〔略〕	1～27〔略〕	〔略〕
28 介護時間	介時	28 職務に専念する義務の免 除（29に該当する場合を除く。）	〔略〕
29 職務に専念する義務の免 除（30に該当する場合を除く。）	〔略〕	29～41〔略〕	〔略〕
30～42〔略〕	〔略〕	42 私事欠勤（43、44又は 45に該当する場合を除く。）	〔略〕
43 私事欠勤（44、45又は 46に該当する場合を除く。）	〔略〕	43～48〔略〕	〔略〕
44～49〔略〕	〔略〕		
別表第 2		別表第 2	
事由	表示	事由	表示
1～27〔略〕	〔略〕	1～27〔略〕	〔略〕
28 介護時間	時介	28～47〔略〕	〔略〕
29～48〔略〕	〔略〕		

付 則

この訓令は、平成29年1月1日から適用する。

ただし、別表第2の改正規定は平成29年3月30日から適用する。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

区立幼稚園

学校職員服務取扱規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月30日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

第8条第1項第1号中「第17条の2」を「第17条の3」に改め、「介護休暇」の次に「、同条例第17条の2に規定する介護時間」を加える。

付 則

この訓令は、平成29年3月30日から適用する。

学校職員服務取扱規程の一部改正（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇等の請求等)</p> <p>第8条 幼稚園教育職員についての次に掲げる請求等は、庶務システムにより行わなければならない。ただし、庶務システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。</p> <p>(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）第14条に規定する年次有給休暇、同条例第15条に規定する病気休暇及び同条例第16条に規定する特別休暇、同条例第17条に規定する介護休暇、<u>同条例第17条の2に規定する介護時間及び同条例第17条の3に規定する組合休暇の請求</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔同左〕</p> <p>(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）第14条に規定する年次有給休暇、同条例第15条に規定する病気休暇及び同条例第16条に規定する特別休暇、同条例第17条に規定する介護休暇及び同条例第17条の2に規定する組合休暇の請求</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

この訓令は、平成29年3月30日から適用する。